



JASDAQ

平成 24 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 サンリン株式会社
 代表者名 代表取締役社長 柳澤 勝久
 (J A S D A Q ・ コード 7486)
 問合せ先
 役職・氏名 取締役管理本部長 大槻 清人
 電話 0263-97-3030

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 6 月 26 日開催予定の第 78 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経営の効率化と、取締役会における戦略的かつ機動的な意思決定を実現するために、取締役の員数を 15 名以内から 10 名以内に改めるものであります。
- (2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。
- (3) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当などを取締役会決議により行うことが可能になるよう改めるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 (員数) 第 19 条 当社の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。 (任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。</u>	第 4 章 取締役および取締役会 (員数) 第 19 条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。 (任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第 38 条 当社の期末配当の基準日は毎年 3 月 31 日とする。</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第 39 条 当社は、毎年 9 月 30 日を基準日として取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第 38 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</p> <p>3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>

3. 日 程

取締役会決議 平成 24 年 5 月 11 日
株主総会開催日 平成 24 年 6 月 26 日

以上